

# 大垣市居住環境の維持及び向上への配慮に関する認定基準

平成 21 年 5 月 21 日制定

平成 22 年 8 月 27 日改正

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 6 条第 1 項第 3 号の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に関する良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に係る基準を次のように定める。

## ① 地区計画等の区域内における取扱い

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 9 項に規定する地区計画等のうち、地区整備計画が定められている次の区域内においては、申請建築物が当該地区計画に定められている建築物等に関する事項に適合すること。ただし、都市計画法第 58 条の 2 第 3 項に規定する勧告がされた場合はこの限りでない。

- ・ 三塚地区地区計画
- ・ 昼飯南部地区地区計画
- ・ ソフトピアジャパン西地区地区計画
- ・ ソフトピアジャパン東地区地区計画

## ② 景観計画の区域内における取扱い

申請建築物が、大垣市景観計画の区域内における行為の制限のうち、次に掲げる建築物等に関する事項に適合すること。

項目	制限の内容
色彩	○マンセル表色系による外観の色彩は、明度 2 以上かつ彩度 8 未満とする。
	○以下の色彩については、この限りではない。 ・ 見付面積の 5 分の 1 未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩 ・ 表面に着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の素材本来の色彩

## ③ 都市計画施設等の区域内における取扱い

次の区域内においては、認定を行わない。ただし、当該区域内であっても、再開発事業の施行区域内の施設建築物である住宅、区画整理地内の除去が不要な住宅等長期にわたる立地が想定されることが許可等により判明している場合はこの限りでない。

- ・ 都市計画法第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設の区域
- ・ 都市計画法第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業の区域